

赤い羽根共同募金 平成30年度「滋賀の町を良くするしくみ」助成事業 福祉関係施設等整備事業 取扱要領

1. 助成対象団体について

県内の各地域で社会福祉の推進に取り組む法人や団体、ボランティアグループ等で滋賀県共同募金会（以下、本会という。）会長が適当と認める民間の団体とする。

ここで言う「民間の団体」とは、県内に拠点をおき活動する法人、団体、ボランティアグループ等とし、特にその法人格は問わない。

2. 助成対象事業について

(1) 利用者の処遇向上につながる事業で、次のような事業とする。

- ア. 施設の増改築、また、修繕・補修等（※）
- イ. 施設の設備（空調設備、給排水設備、電気設備、放送設備等）の整備等（※）
- ウ. 機器（授産、厨房等）、什器備品（業務用洗濯機、乾燥機、冷凍冷蔵庫等）、遊具の購入等
- エ. 車両の購入等

申請の要件としては、原則として次の①から③のいずれかに該当することとする。

- ①概ね15年以上経過、または15万km以上走行した車両の更新
- ②新たに開始する事業に必要な車両
- ③事故等による廃車などにより緊急的に必要となる車両

※上記ア. イ. の事業については、その団体が所有する県内の施設、または相当期間の賃借契約が結ばれている県内の施設とする。

(2) 対象費用については、次のとおりとする。

- ア. 建設に関する設計管理費
- イ. 設備事業に関する工事費（エアコンを設置する場合の配線工事等）

(3) 対象外事業・費用については、次のとおりとする。

- ア. 事務用の機器、備品（パソコン、コピー機等）
- イ. 土地の取得、造成、外溝工事、または造園にかかる事業
- ウ. すでに着手している事業
- エ. 完了した事業の借入金返済に要する経費
- オ. 特別養護老人ホームが行う事業（原則、対象外とする。）

(4) 対象となる事業の総事業費が20万円以上の事業とする。

3. 助成額について

(1) 助成額は、対象事業費の2/3を助成するものとし、助成限度額は100万円とする。

(2) 特定の個人等から寄付がある場合は、その金額を除いたものを対象事業費とする。

4. 事業の実施について

助成対象事業は、助成決定通知日（平成30年8月予定）以降の事業着手とし、平成32年3月31日までに完了するものとする。（助成金の請求は事業完了後、

かつ平成31年1月1日以降とする。)

なお、助成が決定した場合は、改めて、複数の見積書を取得し、適正な事業実施を行うこととする。

滋賀県共同募金会からのお願い

共同募金は、各地域において地元の商店や企業から法人募金等として、たくさんのご協力をいただいています。こうしたことから、見積り依頼業者は、原則として、地元地域の業者を選定いただきますようお願いいたします。

5. 赤い羽根共同募金の明示について

赤い羽根共同募金は、その「使いみち」について、広く理解と共感を得ることが大切であり、そのためには、その助成事業の内容を寄付者や多くの住民に知っていただく必要がある。

こうしたことを踏まえ、事業を実施するにあたっては、購入備品等には必ず「赤い羽根共同募金の助成事業」であることを明示するとともに、ホームページや会報等により広く広報することとする。

6. 明示費用について

共同募金助成の明示（ペイント）費用については見積書の提示により、別途本会が負担する。車両については5万円、その他の設備・備品等については、3万円を上限とする。

7. 申請について

- (1) 別に定める『平成30年度「滋賀の町を良くするしくみ」助成事業申請書』を本会事務局に提出する（郵送可）
- (2) 申請は1団体1事業とする。
- (3) 申請書の提出期限は平成30年5月末までに本会に必着とする。

8. 助成金の決定について

- (1) 助成金は、配分委員会等の審議を経て本会が決定し、助成決定者に対し通知する。申請多数の場合は過去の受配状況も考慮する。
- (2) 必要に応じて、配分委員会委員によるヒアリング・現場確認の実施、また申請者にプレゼンテーションの実施を求める場合がある。

9. その他

本助成事業の決定を受けた者は、本会が定める「助成事業実施の手引き（事務必携）」に基づき、適正な事業の実施と手続きを行うこととする。

10. 問い合わせ先

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

〒520-0044 大津市京町4丁目3-28（滋賀県厚生会館内）

TEL:077-522-4304 FAX:077-522-4375

E-mail:info@shiga-akaihane.org HP:http://www.shiga-akaihane.org